

# 倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画

## 概 要 版

令和8(2026)年7月

倉吉市

# 市行動計画変更の目的

- 1 幅広い呼吸器感染症への対応を可能とする
- 2 新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題や関連する法改正等を踏まえ対策を強化する
- 3 感染症危機への平時の備えに万全を期すとともに、有事の際には感染症の特徴や科学的知見を踏まえ迅速かつ着実に対策を実施する

## 市行動計画の基本事項

### 1 対象とする感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に定義）

#### （1） 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）

新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型新型コロナウイルス感染症などの国民が免疫を得ていないことで、全国的で急速なまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

#### （2） 指定感染症（感染症法第6条第8項）

既知の感染症であって、対策をしなければまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

#### （3） 新感染症（感染症法第6条第9項）

人から人に伝染する未知の感染症であって、感染症状が重篤であり、まん延により国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

### 2 基本的な考え方

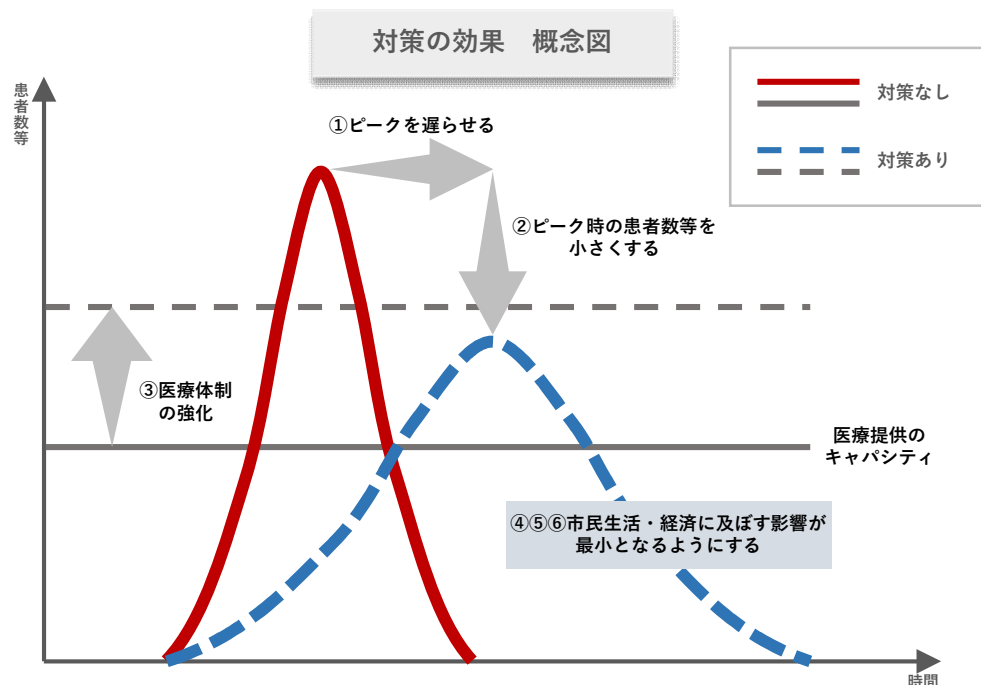
次の3点を基本とする対策の実施を目指す。

- （1） 幅広い対応を可能とする充実した対策
- （2） 迅速な対応を可能とする具体的な対策
- （3） 効果的な対応を可能とするバランスのとれた対策

### 3 対策の目的等

次の2点を主たる目的として対策を実施する。

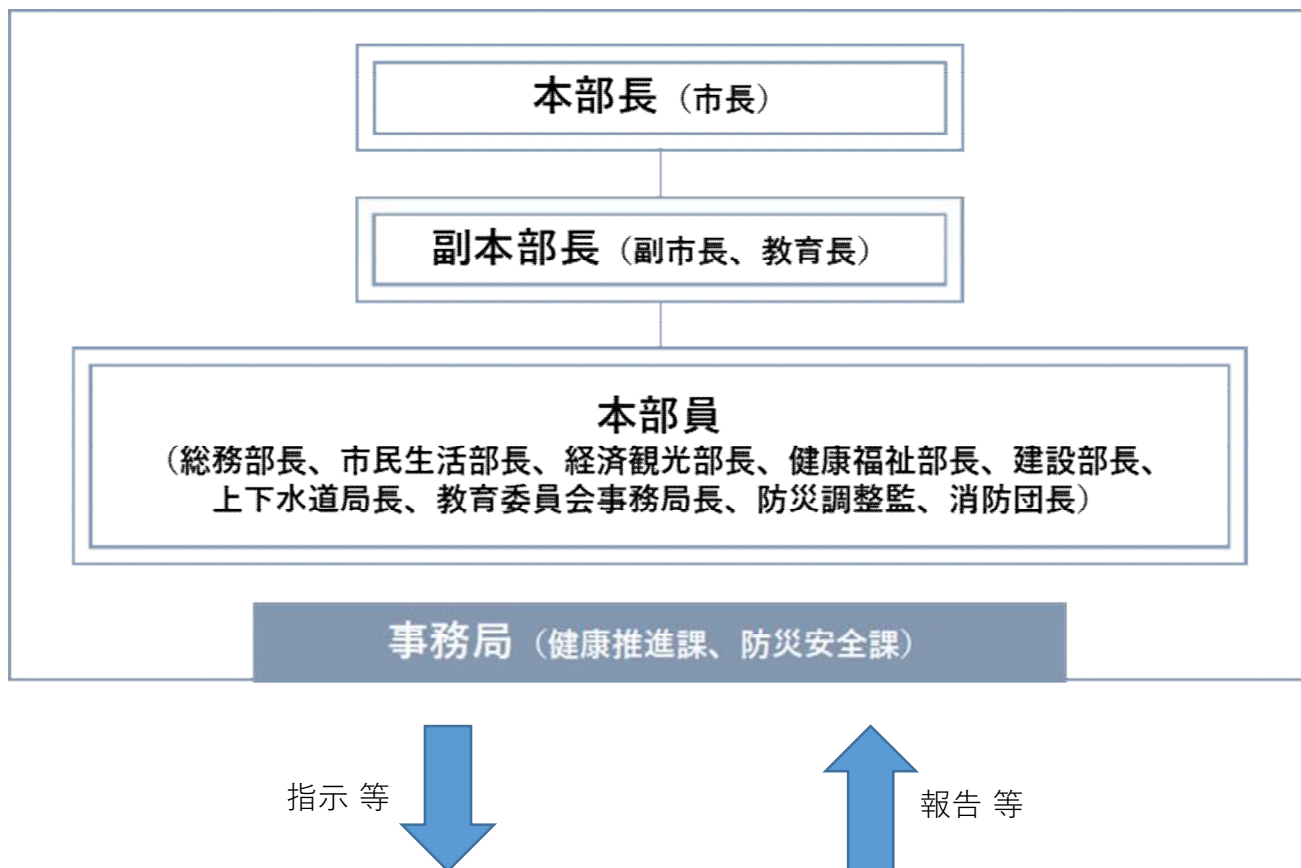
- （1） 感染拡大の抑制、市民の生命・健康の保護
- （2） 市民生活・経済に及ぼす影響の最小化



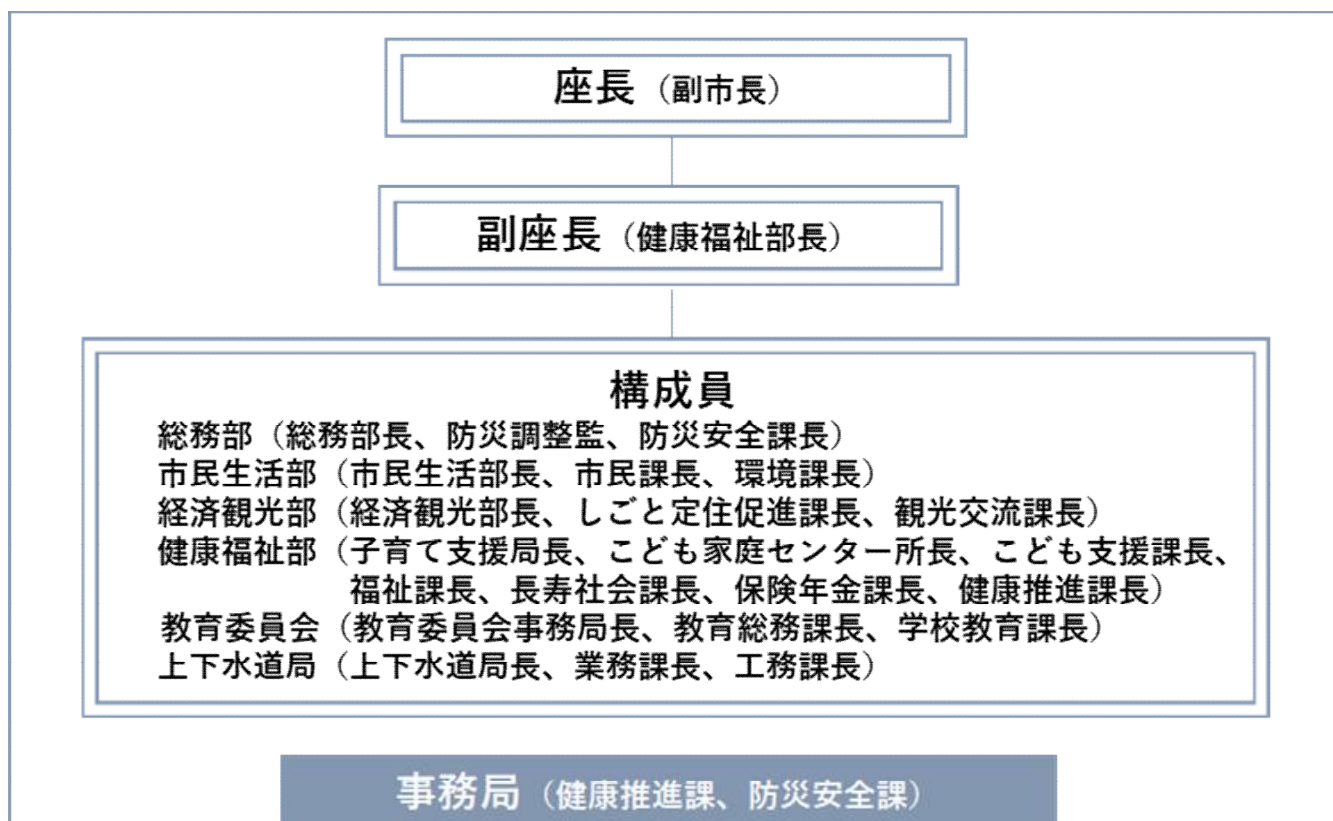
- ①流行のピークを遅らせ、対応の時間を確保
- ②ピーク時の患者数等を減らし医療提供体制の負担を軽減
- ③医療提供体制の強化
- ④感染拡大防止と市民経済のバランスを踏まえた対策切替え
- ⑤感染対策等による欠勤者等の減少
- ⑥業務継続計画の作成等による業務の維持

# 倉吉市新型インフルエンザ等策実施体制図

## 【倉吉市新型インフルエンザ等対策本部】



## 【倉吉市新型インフルエンザ等対策会議】



## 発生段階の考え方

状況の変化に応じた迅速な対策の決定・実施を可能とするため、次の３段階の新型インフルエンザ等の発生段階を設ける。

|     |      |                                                                                                    |
|-----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 準備期 | 定義   | 新型インフルエンザ等の発生前                                                                                     |
|     | 対応方針 | 新型インフルエンザ等の発生に備え、事前の準備を周到に行う。                                                                      |
| 初動期 | 定義   | 感染症の急速なまん延やその可能性のある事態を察知してから、政府対策本部の設置後、基本的対処方針が定められ実行されるまで                                        |
|     | 対応方針 | 新型インフルエンザ等の特徴、病原体の性状、感染状況に応じて柔軟に対応し、感染拡大の速度を抑え、対策実施の準備時間を確保する。<br>予防接種実施体制の整備、必要な資材等の確保に向けた調整を進める。 |
| 対応期 | 定義   | 初動期以降                                                                                              |
|     | 対応方針 | 予防接種の実施、より強力な措置の検討及び実施、まん延防止のためのより効果的な対策を進める。<br>科学的知見に基づき、迅速かつ機動的に適切な対策への切替えを行う。                  |

## 各対策項目・発生段階における対応

次の７つの対策項目における各発生段階での市の対応を示す。 準備期⇒準 初動期⇒初 対応期⇒対

### 対策項目・発生段階

### 対応

|                         |   |                                                           |
|-------------------------|---|-----------------------------------------------------------|
| 実施体制                    | 準 | 市行動計画や業務継続計画の作成・変更／国や県等との連携体制の構築／県と連携した実践的な訓練の実施          |
|                         | 初 | 市対策会議の設置／市対策本部の設置の検討／人員体制の強化                              |
|                         | 対 | 市対策本部の設置／予算の確保／外出抑制や施設使用制限等の緊急事態措置に備えた体制整備／県や他自治体への職員応援要請 |
| 情報提供・共有<br>リスクコミュニケーション | 準 | 感染症に関する基本的な情報提供・共有／偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発                      |
|                         | 初 | コールセンターの設置                                                |
|                         | 対 | 科学的知見等に基づいた政策判断根拠や対策の実施の説明／影響の大きい年齢層に対するリスク情報等の共有         |

## 対策項目・発生段階

## 対応

|                |   |                                                                                                          |
|----------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| まん延防止          | 準 | 基本的な感染対策の普及                                                                                              |
|                | 初 | 業務継続計画に基づく対応の準備                                                                                          |
|                | 対 | 国・県の情報分析や科学的知見等に基づくまん延防止措置の実施／イベント等の中止や延期、リモートワークの実施等の市の業務継続対応                                           |
| ワクチン接種         | 準 | ワクチンの供給・接種体制の整備／接種記録管理等のDXの推進                                                                            |
|                | 初 | 接種体制の構築／接種会場の感染対策・救急対応の整備／特定接種（対策に携わる地方公務員を対象とした接種）・住民接種の準備                                              |
|                | 対 | 特定接種・住民接種の実施／接種勧奨／接種記録の管理／ワクチン分配量等の調整／健康被害に対する救済措置                                                       |
| 保健             | 準 | 県や関係機関との連携体制や地域全体での感染症危機に備える体制の構築                                                                        |
|                | 初 | 国や県が発信する感染症に関するリスク情報や対策の周知／相談窓口等の設置                                                                      |
|                | 対 | 県が実施する患者や濃厚接触者に対する健康観察や生活支援への協力                                                                          |
| 物資             | 準 | 感染症対策物資等の備蓄・点検                                                                                           |
|                | 初 | 物資の確保／供給体制の構築                                                                                            |
|                | 対 | 物資の供給                                                                                                    |
| 市民の生活・経済の安定の確保 | 準 | 生活必需品等の備蓄勧奨                                                                                              |
|                | 初 | 生活関連物資等の価格・供給の安定のための市民への呼びかけや県への要請                                                                       |
|                | 対 | 高齢者や障がい者等の要配慮者への生活支援／水の安定供給／教育や学びの継続のための支援／心身への影響に関わる支援／事業者への財政支援／県の要請による広域火葬の応援・協力／国の要請による遺体の一時的な安置場所確保 |